

都バス作業安全推進要領

平成21年 3月13日
20交自第2681号

(目的)

第1条 この要領は、東京都交通局自動車事業安全管理規定(18交総第636号平成18年9月29日)第3条第1項による輸送の安全を確保するための基本的な方針に基づき、車両の保守及び整備に関する作業の安全を図り、車両の安全を確保することを目的とする。

(車庫・自動車工場作業安全推進委員会)

第2条 営業所並びに支所(委託先を含む)及び自動車工場は、職場における作業の安全を確保するため、各所ごとの職員で構成する作業安全委員会(以下「安全委員会」という。)を設置する。

2 各職場は、職員の総意により、技術職員、技能職員の各1名を作業安全委員長及び同副委員長に選出する。

3 作業安全委員長及び同副委員長の任期は原則的に1年とするが、再任を妨げない。

4 作業安全委員長又は同副委員長は、必要に応じ安全委員会を開催する。

5 各職場の職員は、安全委員会の活動に積極的な協力を行なうものとする。

(都バス作業安全推進委員会)

第3条 前条第2項により選出された各職場の作業安全委員長及び副委員長は、第1条の目的を達成するため、都バス作業安全推進委員会(以下「推進委員会」という。)を組織し、推進委員会を年1回以上開催する。

2 推進委員会は、互選により推進委員会の委員長(以下「推進委員長」という。)1名及び同副委員長(以下「推進副委員長」という。)2名を選出し、推進委員長及び推進副委員長は、必要に応じ推進委員会を開催する。

3 推進委員会は、車両課から1名を事務局として参加させ、その他特に必要と認められるものを参加させることができる。

(分科会)

第4条 推進委員会は、主な活動を効率的に実行するため、以下の分科会を設置する。また、必要に応じ別の分科会を設置することができる。

(1) 安全パトロール分科会

各職場を対象とした、作業安全パトロールを実施する。

(2) 安全標語分科会

安全意識の向上を目的とした、安全標語を募集する。

(3) ヒヤリハット分科会

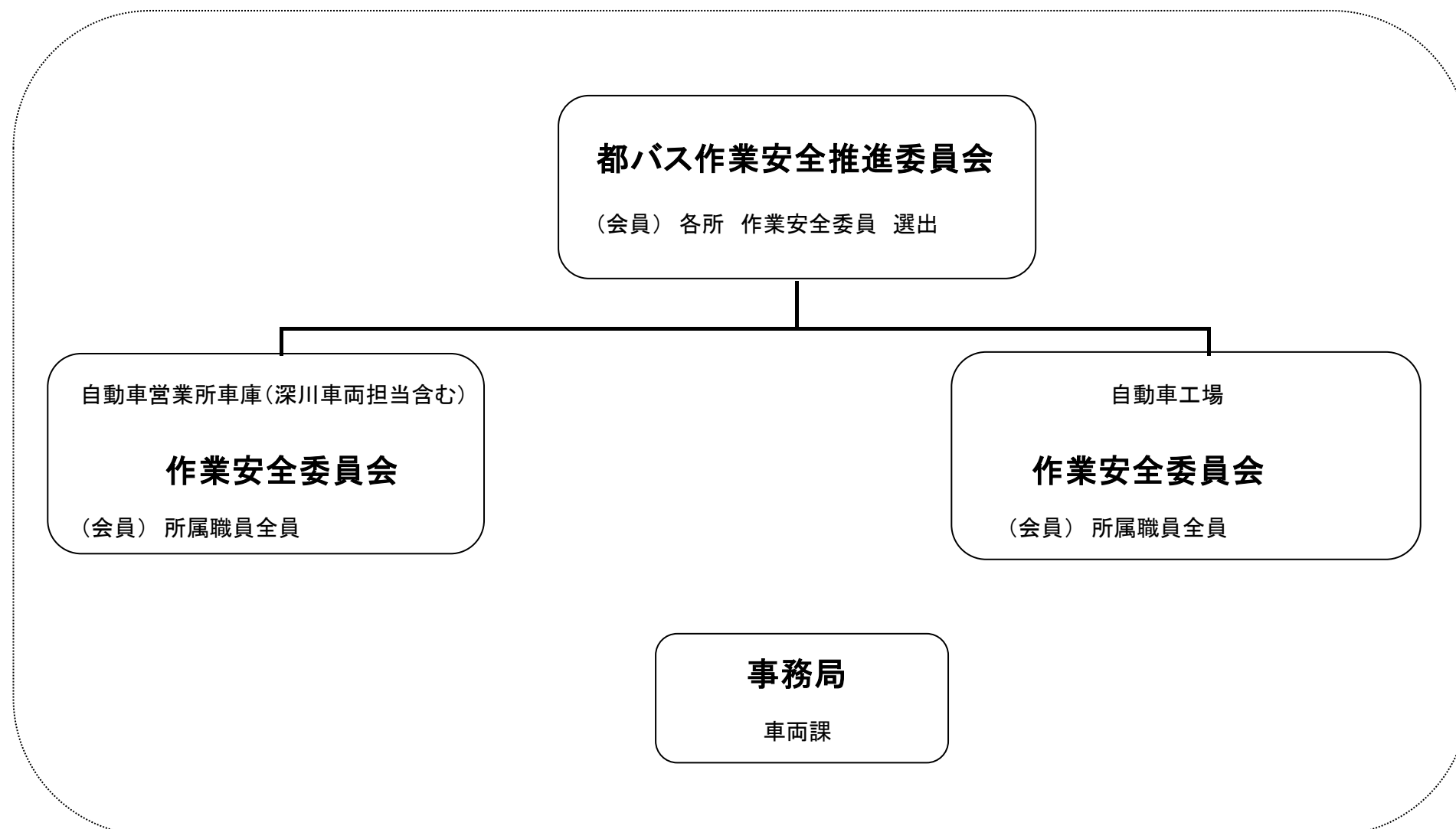
災害防止を目的とした、ヒヤリハット事例を募集する。

2 推進委員会を組織するものは、前項に定めるいずれかの分科会に属するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

交通局自動車部 作業安全推進活動体制



各所 作業安全委員会 体制

